

# (仮称) 隠岐ジオパーク推進機構基本構想策定支援業務仕様書

## 1. 業務の名称

(仮称) 隠岐ジオパーク推進機構基本構想策定支援業務

## 2. 業務の目的

一般社団法人隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（以下、「推進協議会」）は、ジオパークを活用した隠岐地域の教育振興、観光振興、地域振興を目的として、2009年6月に設立された隠岐ジオパーク推進協議会及びその後の世界認定、ユネスコの正式事業化によって名称が変更された隠岐世界ジオパーク推進協議会、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会の活動理念を引き継ぎ、2020年4月1日に法人化された組織である。

ユネスコ世界ジオパーク認定地域は、ユネスコ世界ジオパークのガイドラインに示されているように運営計画の策定とその実行が求められており、当推進協議会においては2012年度に骨子版の策定と2015年度に隠岐ユネスコ世界ジオパーク全体構想（以下、「全体構想」）を策定し事業を推進してきたが、2022年4月に予定されている隠岐観光協会との合併やSDGsの実現など、隠岐ユネスコ世界ジオパークを取り巻く環境は大きく変化してきたため、2020年度に全体構想の課題を洗い出しその改善の方向性について検討を行ってきた。

本業務は、推進協議会の活動理念を受け継ぐとともに、隠岐観光協会との合併によって名称変更となる組織（仮称）隠岐ジオパーク推進機構の基本計画を策定するための支援業務として、関係者によるワークショップなどを開催し、意見の取りまとめと基本構想の概要を構築するものである。

## 3. 履行期間

契約締結の日から令和4年1月31日（月）までとする

## 4. 業務の内容および実施方法

(仮称) 隠岐ジオパーク推進機構の基本計画を策定するために、全体構想の課題を適切に認識するとともに新たな組織の理念や活動の方向性を共有するためのワークショップを開催する。なお、ワークショップ開催に伴う会場使用料及び事務用品等については本業務費には含まれない。また、本業務は協議会職員等による基本計画策定を支援するものであり、原稿の執筆や編集は含まれない。

### (1) ワークショップの企画・立案、資料作成について

- ・ワークショップの開催に先立ち、全体の方向性及び各回の実施内容の企画書及び関係資料を作成する。
- ・ワークショップは2020年度に推進協議会が実施した全体構想の見直し案に基づき実

施することとする。

(2) ワークショップの開催について

- ・ワークショップは計4回以上開催するものとする。なお、1回当たりの時間数については担当者と協議し決定する。
- ・ワークショップは推進協議会職員及び隠岐観光協会職員を含む関係者20名程を対象として実施する。
- ・新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、オンラインでの開催も可能とするが少なくとも1回は現地で対面により開催するものとする。

(3) ワークショップのファシリテーターについて

ワークショップの責任者またはファシリテーターについては下記のいずれかの項目に当てはまる者を選任することとする。

- ・地球科学分野に関する博士号を有する者。
- ・ジオパークまたは観光に関する基本計画策定等の実績を有する者。
- ・ジオパークの関係機関で勤務実績のある者、もしくはその者と密接な協力関係を有し適切な指導助言を受けながら業務を推進できる者。
- ・SDGsについての知見を有する者。

(4) ワークショップの取りまとめについて

開催したワークショップについては、推進協議会で想定する基本計画の章立てに基づき取りまとめを行う。

(5) 打ち合わせ協議等

本業務の履行に係る打ち合わせ協議は業務の実施段階に応じて適宜行うものとし、オンラインでの業務打合せを4回は実施する。なお、1回当たりの打合せ時間は2時間程度とする。

(6) ワークショップ開催に伴う旅費について

対面でのワークショップ開催(2回)に伴う旅費については、羽田空港-隠岐空港の往復旅費及び1回当たり2泊3日の日程として計上するが、受託者の所在地によって経費が削減される場合には変更契約の対象とする。

5. 納品場所及び納品方法

納品場所：隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会事務局

〒685-0013 島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四61番地

電話：08512-3-1321 e-mail：info@oki-geopark.jp

納品方法：印刷した報告書1部及び報告書のデータを保存したCD-Rなどの電子媒体(事務局と協議の上、メールでのデータ納品も可とする場合がある)

6. 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

#### 7. その他

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 事業実施に際して発注者より指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、発注者はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて発注者と協議の上定めるものとする。